

## NPO等による復興支援事業（交流会事業）業務仕様書

1 業務名 NPO等による復興支援事業（交流会事業）業務

2 委託期間 契約締結の日から令和4年3月14日

### 3 業務の内容

「NPO等による復興支援事業（交流会事業）業務」は、県と受託者による協働での事業実施により、岩手県内において東日本大震災津波の復興支援や被災地支援をはじめとした社会課題解決に取り組むNPO法人等（以下、「県内NPO等」という。）の運営基盤強化と、県内NPO等と企業及び事業者をはじめとする多様な主体との相互理解を推進するため、以下の交流会を行うもの。

#### (1) 県内NPO法人と岩手県内企業との交流会（「岩手交流会」）

岩手県内の企業及び事業者（以下、「県内企業等」という。）と、県内NPO等が、互いの経験・知識を基に、社会課題解決のためにディスカッション等を行う交流会を開催すること。

#### (2) 県内NPO法人と県外企業との交流会（「オンライン交流会」）

首都圏をはじめとする県外に所在する企業、法人並びに他の復興・被災者支援の活動を行う団体や個人（以下、「県外企業等」という。）と、復興支援活動を行っている県内NPO等が、県外企業等と連携・協働・共創の取組みを促進する交流会を開催すること。

なお、本事業のうち(2)は、国の「NPO等の絆力（きずなりよく）を活かした復興支援事業交付金」を活用して実施するものである。

### 4 実施体制

#### (1) 受託者の体制

業務の管理責任を持つ者を1名配置すること。

また、業務について県との連絡調整を行う担当者を1名以上配置すること。

業務の実施において、中間支援の活動を行うNPO法人など、県内NPO等の現状に知見を持つ者と連携する体制を整えること。

#### (2) 県の役割

県は、県の広報媒体を活用し、事業の広報・周知を行う。

### 5 業務の仕様

#### (1) 県内NPO法人と岩手県内企業との交流会（「岩手交流会」）

ア 交流会は、2回以上開催すること。なお、会場は岩手県内とすること。

イ 交流会は、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策を講じたうえで実施すること。新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の拡大状況により、オンラインを活用した実施方法についても検討すること。

ウ 参加する県内NPO等は、10団体以上となるよう努めること。

エ 参加する県内企業等は、参加する県内NPO等と同数以上とすること。

オ 交流会では、県内企業等、県内NPO等の両者がCSV活動について学ぶ機会を設けること。

カ 交流会では、相互理解のために、グループによるディスカッション等を実施すること。

キ 交流会に参加した県内NPO等が、(2)の交流会に参加する場合は、ディスカッション等により得られた知見を活用できるようサポートすること。

ク 各種関係機関及び団体等のネットワークを活用し、新規参加者（過年度において、NPO等による復興支援事業における交流会に参加したことがない者）の開拓に努めること。

ケ 交流会及び交流会後のフォローによるマッチングの成果を一覧にまとめ報告すること。

**(2) 県内NPO法人と県外企業等との交流会（「オンライン交流会」）**

ア 交流会に参加する県内NPO等は、過去、復興・被災者支援の活動を行ったNPO等を対象として参加を募り、10団体以上となるよう努めること。

イ 交流会に参加する県外企業等は、参加する県内NPO等と同数以上となるよう努めること。

ウ 各種関係機関及び団体等のネットワークを活用し、新規参加者（過年度において、NPO等による復興支援事業における交流会に参加したことがない者）の開拓に努めること。

エ 交流会への参加を希望する県内NPO等に対し、交流会の事前に、(1)の交流会に参加することを勧奨すること。

オ 交流会に参加する県内NPO等と県外企業等が、円滑にコミュニティを図れるように、十分なサポートを実施すること。

カ 交流会に参加した県内NPO等に対し、県外企業等との実際のマッチングに向けた個別のフォローを実施すること。

キ 交流会は、新しい生活様式に対応した開催方法を検討すること。

ク 交流会及び交流会後のフォローによるマッチングの成果を一覧にまとめ報告すること。

**(3) アンケートの実施**

上記(1)、(2)の交流会後には、速やかにそれぞれの交流会参加者にアンケートを実施し、参加者の満足度やニーズ等を把握のうえ、本事業の成果・効果について報告を行うこと。

また、アンケートは当日参加した者の7割以上から回収するよう努めること。

**(4) 実施スケジュール**

契約締結後は、関係機関との協議等を速やかに行い、事業計画書（任意様式）を提出すること。また、交流会は、概ね令和3年9月から令和3年12月までの間に開催すること

**6 業務完了期限**

令和4年3月14日